

岩手県告示第689号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第14条第2号の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

平成24年10月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	規格		生産業者		失効年月日
			保証成分量	その他の規格	氏名又は名称	住所	
岩手県第 202号	魚かす 粉末	純有機1号	% 窒素全量 9.0 りん酸全量 7.0	—	宮古水産加工 業協同組合	岩手県宮古市 田老字西向山 16番地4	平成24年4 月19日